千葉縣に於ける道路愛護事業の概況

宮崎正夫

一、本縣に於ける道路愛護事業の重要性

時局匡救土木事業の實施以來、縣内に於ける道路愛護事業は急激に其の重要性を加へ、それが實施の必要に直面するに至つた。

昭和七年以降・道路愛護事業實施の當時迄に至る間に於ける道路改修延長の增加は、府縣道約三三九、八〇〇米、市道並町村道約一、三三二、六〇〇米に達し、加之改修實施の結果町村道に在つてもその主要なものは何れも自動車の通行が可能となり、必然的に其の交通量の激增を招來するに至つたがために、府縣道市町村道を通じて路面の損傷が從來に比較し甚しく、何等かの方法に依り、地方民の間に道路愛護の精神を普及徹底せしめその自覺に基きて、彼等を道路管理者に協力せしめ、以つて道路の維持保全に奉仕せしめるにあらざれば過去數ケ年に亘り巨額の資を投じて漸く成し遂げられたこの劃期的な事業の成果を永く保持することは、極めて困難な狀態を生ずるに至つたからである。右の如き事態に對應してその維持保全の完璧を期するために縣は一面昭和十年度に於いて道路工夫定員二十四名を增加し、且つ種々指導奬勵の方法を講じて作業能率の增進を圖りつゝあり、また地元民の間に於いても、過去數年に亘つて實施せられた時局匡救土木事業の結果齎らされた道路網の整備・交通情勢の劃期的進展を歡喜し、その成果を保持するがために自發的に努力するの傾向を生ずるに至つた。然しその傾向は未だ局部的にして一般化するに至ら

ず、尚、從來から慣行的に實施せられて來た所謂「道普請」程度の作業方法に依るに過ぎない地方も少からざる狀態であつた。幸にして「道普請」に一歩を進め稍々常規的に道路愛護の作業が行はれるに至つた地方に在つても一般地元民の間に於ける、作業上の技能の缺陷と、團體的統制の不充分なるとのために能率の發揮に於いて遺憾の點が多く、隨て現下の情勢に於いて、道路保全の完璧を期するがためには、先づ道路愛護の精神を縣民の間に充分に普及徹底せしめて、道路愛護團體の組織を一般化し、同時にそれを一定の制規の下に置きて統制を充分ならしめ、且つ直接地元民に接觸する各所轄土木出張所員をして作業上必要なる指導をなさしめることを焦眉の急務としたのである。

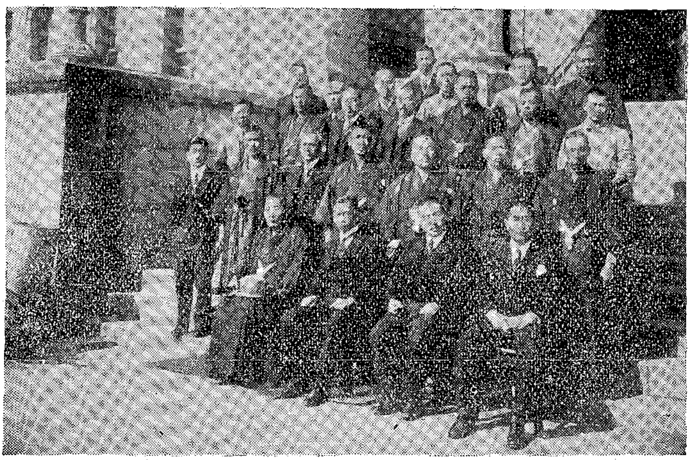

二月十一日表彰せられたる優良道路愛護會（これは他の各種優良諸團體と共に長官を中心として記念撮影をしたる後土木團體のみで撮影せらるゝのである）

二、道路愛護獎勵に關する施設

(1) 道路愛護獎勵に關する諭告並道路愛護獎勵規程

右の如き情勢に因り昭和十年一月二十一日左記の如く縣諭告を發して一般に道路愛護の精神を鼓吹しこれを普及徹底せしめると共に、同時にまた道路愛護獎勵規程を制定して團體の組織・作業の實施・指導獎勵等に關する要項を示した（道路愛護獎勵規程に依る作業要項道路愛護會準則等省略）

○千葉縣諭告第一號

本縣ニ於ケル道路延長ハ國府縣道二、七〇〇粁、市町村道一八、六〇〇粁餘、合計二一、三〇〇粁ニ達

シ之ガ良否ハ縣民ノ禍福利害ニ影響スル所極テ大ナリ隨テ其ノ維持改良ニ就テハ鋭意方途ヲ講ジツツアリト雖モ縣財政上限リアル經費ヲ以テ之ガ萬全ヲ期スルハ蓋シ至難ナルモノアリ。殊ニ今次農村振興土木事業實施ノ結果其ノ改良延長ニ於テ國府縣道一二五粁、市町村道九八六粁ノ長距離ヲ加ヘ一面高速度交通機關ノ發達ト交通量ノ增加トニ伴ヒ道路ノ保全ヲ圖リ交通ノ圓滑ヲ期スルノ要愈々緊切ヲ加フルニ至レリ

惟フニ道路ノ惠澤ハ主トシテ地元民ノ浴スル所ナルガ故ニ居常之ガ保全ヲ念トシ之ガ愛護ニ努ムルト共ニ進ンデ機能ノ增進ヲ圖ルベキハ單ニ當該管理者ノ職責タルノミニ止ラズ亦地元民當然ノ責務ニシテ袖手傍觀之ガ荒廢ヲ顧ザルガ如キハ社會共存ノ精神ヲ沒却シ我國古來ノ良俗美風ニ反スルモノト謂ハザルヘカラス

老若男女、擧村一致して作業に從事する
香取郡山倉村新里道路愛護會

幸ヒ農村振興土木事業ノ起興ニ伴ヒ近時地元民ノ道路ニ對スル愛護ノ精神漸次旺盛トナリ各自發以テ其ノ維持改良ニ努メツツアルハ歡フ可キ現象ニシテ縣下交通ノ將來ヲ祝福セシムルモノアリト雖モ未タ今日ノ狀態ヲ以テ滿足スヘキニアラス。爾今益々公共ノ精神ヲ發揮シテ道路ノ保全ニ留意シ本縣告示第二十六號「道路愛護獎勵規程」ニ依ル「作業要項」ニ規定セル事項ノ如キハ之ヲ實施勵行シテ怠ルコトナキヲ要ス

若シ夫レ青年團、在鄉軍人分會、消防組、女子青年團、婦人會等地方ノ諸團體ニ於テ協力一致斯種事業ノ遂行ニ當ルガ如キハ道路ノ維持保全上最モ推獎スヘキ美擧タルノミナラス一面亦團體ノ修養上、社會奉仕ノ實踐窮行トシテ最モ適切ナル措置タルヘキヲ信ス

冀クハ縣民タルモノ宜シク上述ノ趣旨ヲ體シ官民一途相率ヒテ道路維持改良ノ實績ヲ收メ以テ地方永

遠ノ發展ニ貢献セラレムコトヲ

右諭告ス

昭和十年一月二十一日

千葉縣知事　石原雅二郎

○千葉縣告示第二十六號

道路愛護奬勵規程左ノ通定ム

昭和十年一月二十一日

千葉縣知事　石原雅二郎

道路愛護奬勵規程

第一條　道路愛護ノ精神ヲ涵養シ國道府縣道及市町村道ノ維持改良ヲ圖ル爲道路愛護會ヲ組織シ其ノ成績優良ナルモノハ本規定ニ依リ之ヲ表彰ス

第二條　道路愛護會ハ市町村又ハ其ノ一部ヲ區域トスル青年團、女子青年團、婦人會、在郷軍人分會、消防組及道路愛護ヲ目的トスル團體ヲ以テ組織スルモノトス

第三條　道路愛護會ヲ組織セムトスル團體ハ左ノ各號ノ事項ヲ具シ知事ノ承認ヲ受クヘシ

一　團體名及代表者氏名並ニ會員數

二　愛護會組織ノ概要

三　其ノ他必要ト認ムル事項

第四條　道路愛護會ハ左ノ事項ヲ具シ作業スヘキ年ノ前年十二月二十日迄ニ許可又ハ承認ヲ受クヘシ

一　作業區域

二　作業ノ方法

第五條　道路愛護會ノ執行スヘキ作業ハ常時及臨時ノ二種トシ別ニ定ムル作業要項ニ依リ常時作業ハ一年ヲ通シテ之ヲ行ヒ臨時作業ハ非常災害時ニ於テ防備又ハ復舊作業ヲ爲スモノトス

道路愛護會作業ハ暦一年ニ依ル

第六條　國道府縣道ノ作業上特ニ必要アリト認ムルトキハ無償ヲ以テ材料又ハ器具ヲ給與若ハ貸與スルコトアルヘシ

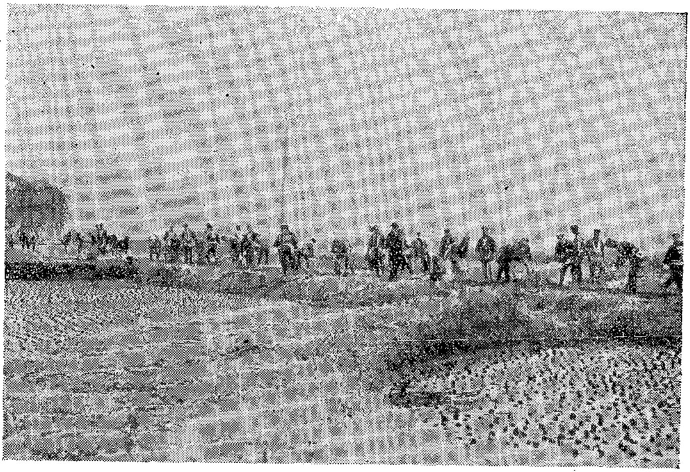

匝瑳郡東陽村道路愛護の作業狀況

第七條　道路愛護會ノ作業執行ニ關シテハ作業要項ニ依リ所轄土木出張所長ノ指揮監督ヲ受クヘシ

第八條　土木出張所長ハ道路愛護會作業區域內ニ於ケル作業ノ成績會務ノ狀況等ヲ調査シ成績優良ナリト認ムルモノヲ撰拔シ成績調書ヲ作製シ翌年一月十日迄ニ報告スヘシ

第九條　前條ノ成績ヲ審査スル爲審査會ヲ設置ス

第十條　審査會ハ會長一名、委員若干名ヲ以テ之ヲ組織ス

會長ハ土木課長ヲ以テ之ニ充テ委員ハ土木課員中ヨリ知事之ヲ命ス

知事ニ於テ必要アリト認ムルトキハ前項委員ノ外道路ニ關シ學識經驗ヲ有スル者ヲ委員ニ任命又ハ囑託スルコトヲ得

第十一條　審査ハ道路ノ維持又ハ修繕ノ程度及愛護精神ノ厚薄等ニ付之ヲ行フモノトシ其ノ概目左ノ如シ

一　當該道路愛護會作業區域內ノ道路ノ維持又ハ修繕及道路上整理ノ良否

二　費用又ハ勞力ノ程度及其ノ負擔方法ノ良否

三　當該道路愛護會ノ事務ニ關スル成績ノ良否

前項第一號ノ審査ハ當該道路ノ構造交通ノ狀況及管理者ニ於テ維持又ハ修繕ヲ爲シタル程度等ヲ斟酌シ其ノ作業成績ヲ考査ス

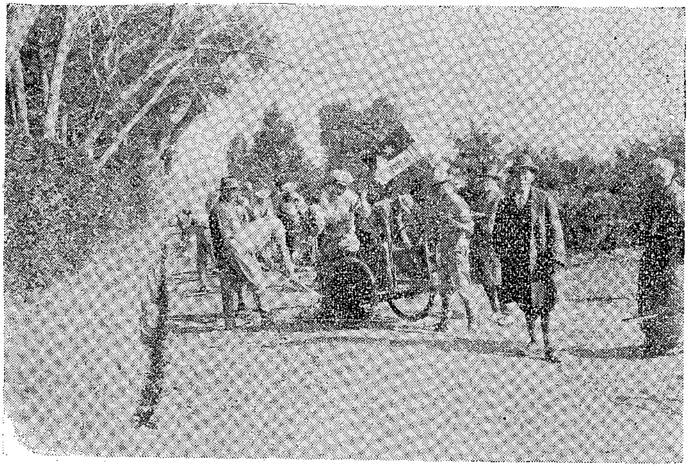

作業標旗の下に作業する山武郡稻岡村道路愛護會

第十二條　審査ノ結果成績優良ナルモノハ之ヲ五等ニ分チ左ノ奬勵金ヲ授與ス

一等　賞金　百三十圓以內

二等　賞金　百圓以內

三等　賞金　八十圓以內

四等　賞金　五十圓以內

五等　賞金　三十圓以內

前項以外ノモノト雖モ成績優良ナル團體ニハ特ニ褒狀ヲ與フ

第十三條　道路ニ關スル篤行者アルトキハ所轄市町村長ハ其ノ事項ヲ具シ土木出張所長ヲ經テ知事ニ内申スヘシ

土木出張所長前項ノ内申ヲ受理シタルトキハ意見ヲ附シ之ヲ進達スヘシ

第十四條　知事ハ前條ノ事績ヲ第九條ノ規定ニ依ル審査會ヲシテ審査セシメ之ヲ表彰スルコトアルヘシ

第十五條　道路愛護會ハ日誌及會計簿ヲ備ヘ作業要項及費用ノ收支ヲ明瞭ナラシムヘシ

第十六條　知事ニ於テ必要ト認ムルトキハ何時ニテモ前條ノ帳簿及書類ノ提示ヲ要求シ又ハ査閲スルコトアルヘシ

第十七條　本規程ニ依ル國道府縣道作業ノ執行ハ道路法第二十四條ノ許可又ハ承認ヲ受ケタルモノト看做ス

第十八條　道路愛護會ヨリ知事ニ提出スル書類ハ總テ所轄市町村長及土木出張所長ヲ經由スヘシ

附　則

本則第四條ニ依ル期日ハ昭和十年ニ限リ昭和十年二月五日トス

諭告の主旨に基き、道路愛護奬勵規程に依つて組織せられた團體數・昭和十年度末に於いて、三四七にして、多くは町村單位であるが、中には地方の實情に因り部落を單位として設置せられたものもある。その會員數は七八、〇九二人に上り、作業區域延長は、國府縣道一、〇一五、六五〇米、町村道二、七四三、〇二一米に達する。

(2)　道路愛護會幹部協議會の開催

斯如く道路愛護團體の組織は縣下を通じて相當一般化するに至つたが、尚會員に對して、充分に團體設置の主旨を徹底せしめると共に、また作業の實施上必要なる事項に就き指導を加へ、且つ團體の幹部として直接經營の衝に當りつゝある者と一堂に會して意見の交換を行ひ、指導奬勵上の參考に資するの必要を認めたので各土木出張所管内毎に左記の者を招集し、主として座談會式方法により、協議會を開催した。

參集者

道路愛護會を設置せる町村の町村長。町村土木主任。

道路愛護會正副會長、縣下を通じ參集者總數一、〇八〇名

縣側よりは宮崎土木課長、川又道路主事、今泉道路技師、各土木出張所長並所員等出席。最初土木課長より愛護會の主旨徹底に關し大要左の如き挨拶をなし激勵を加へる所があつた。

今日は皆樣の御盡力によつて最近各地に設置せられました道路愛護會の件に關し御相談を致したいと考へまして御集りを願つた次第であります。

道路愛護會は時局匡救土木事業の實施以來殊にその必要を痛感せられ既に多くの府縣に於いて實施せられてゐるのでありますが、本縣に在つては未だ漸くその緒に就いたばかりでありまして、今後益々その健全なる發展を圖り、それによつて道路保存の目的を充分に達成するがためには、會の幹部として經營の任に當られ、または町村當局としてこれを指導しまたは後援して居られる皆樣の御盡力を願はなければならないのであります。

御承知の通り時局匡救土木事業が實施せられました結果道路の改修延長は著しく增加し（數字省略）加之最近自動車の交通量が激增いたしまして、それが爲に府縣道市町村道共に路面の損傷が甚しくなつて來てゐるのであります。

隨つてこれが維持保全に就きましては縣に於いても最善の努力を拂つてゐるのでありますが、縣財政上その完璧を期することは困難な事情に在るのであります。また町村に於いても自發的に夫々相當の努力を拂はれてゐることは眞に喜ぶべき傾向でありますが、然し從來から各地に於いて慣行的に行はれて來た樣な所謂（道普請）程度の手入をして居りましたのでは今後到底道路保存の目的を達成することは出來ないのであります。此際何等か有效な方法を講じて、地元の方々の一層の御盡力を願ふやうにいたしませんでは、玆三ケ年の歳月と多額の費用とを投じて完成せられた事業の成果も或は遠からぬ將來に於いて甚しく損傷せられ荒廢に歸するやうな結果にならないとも限らないのであります。これを如何にして完全に保存してゆくべきかといふことは實に道路管理者及

地方民に課せられた現下の重要なる問題であると考へるのであります。本年一月二十一日縣告示を以て公布せられた道路愛護奬勵規程は右に申上げました様な實情に鑑み各地元民の間に道路愛護を目的とする團體を組織していたゞきこれによつて、從來よりも一層有效に且つ力強く道路を維持保存してゆくやうに御盡力を願ふ主旨に外ならないのであります。(中略)

申すまでもなく道路の完備は產業經濟の發展上極めて大切な條件でありまして、地方の開發繁榮に重大な關係を有するものでありますから、官民協力して常時その維持改良に努めなければならないのでありますが、特にこの際は府縣道市町村道を通じて道路の面目が一新せられ、地方發展の基礎が築かれたのでありますから、一層其の必要を痛感する次第であります。(中略)

先刻も申上げました通り道路愛護會の事業は本縣としては新らしい企圖でありまして、今後これを健全に發達させてゆくには、縣と町村當局と道路愛護會とが緊密に連絡を保ち相協力して參らなければならないのでありまして今日は斯樣な主旨に基き、愛護會の發達に就き充分に御相談を願ふために御集りを願つた次第でありますから愛護會の經營作業實施上の事項、その他實績を擧げるに必要なる事項に就き、腹藏ない御意見を伺ひお互の參考といたしたいのであります。

そして御歸りの上は會員の方には勿論、一般地方民にも愛護會設置の主旨を徹底せしめられ、共に交通發達のために、一層の御盡力を御願ひいたします。

次に道路主任技師より道路愛護會の實施すべき作業上の基本的要項として、(1)道路の排水(側溝、路面の弧形)(2)路面の土質の改良(特に山砂の利用)(3)道路の品性の維持增進(淸掃)(4)交通障碍の除去等に就き指導を與へ、更に所轄土木出張所長より管內道路愛護會の概況を說明し、作業上に於ける具體的な注意をなし且つ道路愛護會と土木出張所との作業實施上に於ける連絡方法等に就き意見を述べたる後、道路主事座長となり協議に入る。其協議事項は左の

如くである（協議事項に關する町村長、道路愛護會長の意見の中には相當傾聽すべきものもあつたが、こゝでは省略他日報告の機會を得たいと思ふ。

協議事項

一、道路愛護會設置ノ主旨ヲ一般市町村民ニ徹底セシムル件
(イ) 道路愛護日ノ利用
(ロ) 各區並各種團體トノ連絡
(ハ) 小學校トノ連絡
(ニ) 警察官トノ連絡

二、愛護會ノ經營ニ關スル件
(イ)△材料ハ町村道ニ在リテハ町村長ト協議ノ上方法ヲ講シ砂利、山砂等ヲ産出スル地方デハ勞力奉仕ニ依リ搬出シ之ヲ用フルコト
△府縣道作業ノ場合ニ於テハ必要ト認ムル場合ニハ經費ノ許ス範圍ニ於テ縣ニ於テ材料ヲ支給スルコト
(ロ) 器具ハ農村振興土木事業等ニ用ヒタルモノ等ヲ利用シ相互融通ヲ計ルコト。
(ハ) 會員ノ態度ガ單ナル賞金目的ノ弊ニ陷ルコトナキヤウ常時指導スルコト
(ニ) 愛護會ノ組織ハ町村單位ヲ原則トシ（作業ハ部落本位モ可）可成町村役場ニ於テ統制ヲ行ヒ事務上ノ處理ヲナスコト

三、作業實施ニ關スル件
(イ) 作業日數ハ地方ノ狀況ニ依リ一定スル能ハザル場合アルモ可成毎月一回ヲ標準トスルコト
(ロ) 作業ノ實施ハ豫定表ヲ所轄土木出張所へ提出シ置キ可成所員ノ指導ヲ受クルコト
(ハ) 會員ノ作業ニ從事スル場合ニハ會員タルコトヲ表示スル會旗ヲ揭グルコト（縣ヨリ交付ノ見込）

四、道路愛護日ヲ一定セシムル件
道路愛護精神ヲ高調スル爲メ縣下各愛護會一齊ニ實施スルコト

五、道路愛護會報發行ノ件
愛護會連絡方法トシテ謄寫版刷リノモノヲ發行各團體へ無償配付スルニ付役員ノ異動及會ノ活動實狀其他ニ關スル事項ヲ報告シテ相互ニ利用スルコト

六、優良會員表彰ノ件
(イ) 獎勵規程第十三條ニ依ル市町村長ノ内申ニ依リ縣ニ於テ表彰スルコトアルベシ

（ロ） 市町村長トシテモ優良會員ノ表彰ヲセラレ度シ

七、土木出張所及町村ト道路愛護會トノ連絡ニ關スル件

獨リ作業ノ實施ノミニ止ラズ凡テノ行事ニ付キ町村及土木出張所トヨク連絡シテ實施スルコト

(3) 作業標旗の交附

斯如き大衆的性質を有する事業に在つては殊に會員の精神的態度がその成績に影響する所極めて大なるものあるを認め各道路愛護會に作業標旗を交付した。蓋し會員の作業にあたりてはこの標旗の下に於いてせしめ、從來の所謂「道普請」に於けるとは異れる、緊張せる精神を以つて作業に從事せしめんとするに由る。

(4) 會報の發行

縣と道路愛護會並各道路愛護會相互の連絡を緊密にして統制に資すると共に、一面また各地の道路愛護の經營方法作業狀況等を紹介して相互の參考に資するがために、一年數回會報を發行すべく準備中。

(5) 道路愛護映畫會の開催

交通知識普及映畫會を協力して各地に道路愛護映畫會を開催し一般民衆の間に一層道路愛護の精神を徹底せしめんとする。道路愛護會を形成する者は青年團員、在鄉軍人分會員、消防組員、女子青年團員、國防婦人會員等の諸團體員、または世帶主等にして、町村民全部を包含しないことはいふまでもない。然るに愛護會の健全なる發達は獨り會員ばかりでなく、老若男女を包括して、全町村民の間に道路愛護の精神を徹底せしめることを必要と認めるからである。右は三月上旬より實施のことに決定。

(6) 道路愛護日の實施

その具體的な方法はまだ決定に至らないが、道路愛護の精神を高調して、汎く縣民の間に徹底せしめると共に、年一回道路愛護會員及道路工夫の總動員を行ひ、一齊に路面の修理清掃、並障碍物の除去等を實施し道路を完全なる狀態に置く機會をつくる意圖の下に「道路愛護日」を實施する計畫である。

三、優良道路愛護會の表彰（附優良道路工夫の表彰）

二月十一日紀元節の佳晨をトし、道路愛護奬勵規程により、優良道路愛護會二十二團體を選拔して表彰した。知事より表彰せられた名譽の團體は左の通りである。

被表彰團體名

甲（金一封を添へ表彰狀を授與するもの）

君津郡平岡村道路愛護會、君津郡飯野村道路愛護會、長生郡高根本郷村道路愛護會、山武郡福岡村道路愛護會、東葛飾郡風早村道路愛護會、印旛郡六合村道路愛護會、香取郡古城村道路愛護會、安房郡會呂村道路愛護會、香取郡山倉村新里道路愛護會、香取郡豐里村下森戸道路愛護會。計十團體。

乙（事に褒狀を授與するもの）各土木出張所に於て傳達

君津郡駒山村道路愛護會、君津郡富岡村道路愛護會、長生郡豐田村道路愛護會、山武郡豐海村道路愛護會、印旛郡本埜村道路愛護會、夷隅郡東海村深堀道路愛護會、安房郡八束村道路愛護會、安房郡佐久間村道路愛護會、安房郡鴨川町貝渚道路愛護會、海上郡飯岡町道路愛護會、千葉郡千城村星久喜道路愛護會、千葉郡大和田町高津道路愛護會。計十二團體。

これが成績の調査については、知事より任命せられた。道路愛護會成績審査會（審査長、宮崎課長、委員川又道路主事、今泉道路技師、折坂道路技師、佐藤土木技師、船崎土木技師）に於いて、(1)道路愛護精神の原簿、(2)道路維持修理狀況の良否、(3)勞力負擔の狀況、(4)事務整理の良否等の諸項目に就き調査を遂げた結果、其の優劣を決定した。

尚近年本縣道路の狀況が著しく改良せられた原因の一つは、道路工夫の自覺と、精勵に在るが縣はその勤勞勉勵に對して報ゆると共に將來に於ける一層の發奮を促すがために、同日、金一封宛を授與して優良道路工夫を表彰した。表彰の光榮に浴した優良工夫は左の如し。

土木出張所	表彰者氏名（△印ハ精勤證）		
千　葉	小林平吉	立石留藏	△藤本藤五郎
八　幡	内海豐吉	△地引貞次	△東條仁次郎
松　戸	島村清七	增田久吉	△水谷常次郎

△杉浦七藏

佐　倉　大野留次郎　木村吉郎　林信之助　△大木勝治　△武藤安治

佐　原　加瀬酉藏　白鳥喜兵衛　宮本力藏

八日市場　宮負松太郎

銚　子　小堀一雄　高木倉吉　△鈴木富藏

東　金　川島豐洲　芹川忠亮　△八角竹次郎　△清水喜十郎

茂　原　露崎信一　中村八十七　△山田正己　△川崎勇作

大　原　鎌田米吉　藤平半七

木更津　石出一正　村田榮藏　小倉定吉　△大塚庫吉

館山北條　須田才治　小坂辰五　△山口淺吉

鴨　川　△三浦芳藏　△小原金治

計　表彰狀二十五人　精勤證　十六人

四、道路愛護會指導の目標

道路愛護會設置の目的が、前述せる如き交通情勢に對應して、道路維持保全の目的を達成するに在ることはいふまでもない。随つて今後道路の維持保全に必要なる作業技術上の指導を重要視すべきは勿論であるが、單にそれのみに止まるべきではなく更に進んでこの團體を道路交通に關するよき理解たらしめそれが發展のために道路管理者と協力すべき精神的協力者にまで成長せしむることを以つて終局の目的とするものである。けれども、それは將來の目標であつて、現在この目的が充分に且つ一般的に達成せられたのではない。

「附記」道路愛護會の平時及非常災害時に於ける活動振りその他につき報告すべきことが多いが他日に讓る、個々の愛護會の活動狀況については、別紙「被表彰團體事績」を參考とせられたい。

被表彰團體事績（道路愛護會）　千　葉　縣

君津郡平岡村道路愛護會

平岡村道路愛護會ハ昭和十年五月三十一日ノ設立ニ係リ村民ヲ以テ組織ス。會員數七六〇名ニシテ府縣道延長九、九〇八米町村道二二、九一二米ニ達ス。會員ノ間ニ於ケル道路愛護ノ精神盛ンニシテ克ク協力一致常時其ノ維持保全ニ努メ事業ノ成績極メテ優良ナリ。本村地內道路ガ良好ナル狀態ニ於テ維持セラル丶ハ主トシテ本會ノ活動ニ因ル。

君津郡飯野村道路愛護會

飯野村道路愛護會ハ昭和十年二月二十二日ノ設立ニシテ村內世帶主ヲ以テ組織シ、會員數四七六人ナリ。作業區域延長ハ府縣道七、四二〇米町村道約一七、三一五米ニ達ス。會員ハ何レモ道路愛護ノ念旺ニシテ當時協力シテ之ガ維持愛護ニ努メ一ケ年ニ於ケル常時作業日數五十一日ニ達シ、尙災害其他非常時ニ際シテモ其活動顯著ナルモノアリ、本村地內道路維持ノ狀態優良ナルハ主トシテ本會ノ活動ニ因ルモノナリ。

香取郡古坂村道路愛護會

古城村道路愛護會ハ在鄉軍人分會員、青年團員、青年學校生徒、國防婦人會員等村內ニ於ケル凡ユル團體ヲ以テ組成シ其ノ團結最モ强固ナリ。毎月二回ヲ定例作業日トシ當日ハ各會員何レモ早曉鐘ヲ合圖ニ各々其受持ノ作業區域ニ到リテ就業シ午前九時頃ニ至レバ作業ヲ切リ上ゲテ家業ニ就キ會員ノ活動ガ家業ヲ阻碍スルコトナカラシムルコトニ意ヲ用フル等其施設經營良好ナリ。

會員ノ道路愛護ノ精神旺盛ニシテ作業ノ成績亦良好ナリ。

安房郡會呂村道路愛護會

會呂村道路愛護會ハ在鄉軍人分會員、消防組員、青年團員、青年學校生徒、婦人會女子青年團員等ノ諸團體並同村畑區民及上區民ヲ以テ組織シ會員數三一八名ナリ。昭和十年七月十六日組織以來毎月二回定例作業ヲ實施シ又災害其ノ他必要ヲ生シタル場合ニハ會員總出動シテ交通ノ障碍ヲ除却シ復舊改良ノ作業ニ當ル其ノ業績眞ニ顯著ナルモノアリ。

長生郡高根本鄉村道路愛護會

本會ハ昭和十年四月十一日ノ設立ニ成レルモノニシテ在鄉軍人分會員並青年團員ヲ以テ組織ス。

會員數一八三名。作業區域延長府縣道四、五〇〇米町村道一五、三〇〇米ニシテ、會員ノ間ニ横溢セル道路愛護ノ精神ハ克ク村民ノ道路愛護ノ觀念ヲ發達セシムル動機トナリ會員ノ作業ニ際シテハ會員外ノ一般村民モ進デ之ニ參加スルノ傾向ヲ生ジ本會ノ努力ヲ中心トシテ村內ノ道路ハ著シク改善セラレタリ。

山武郡福岡村道路愛護會

福岡村道路愛護會ハ青年團員其他ヲ以ツテ組織シ會員數三〇〇名ニ達ス。昭和十年七月一日組織以來府縣道約五、〇〇〇米町村道一〇、一五〇米ノ延長ニ亘リ協力一致其ノ保持愛護ニ努メ作業ノ成績顯著ナリ殊ニ道路ノ維持改良ノ實績ハ會員ノ道路ニ對スル知識ノ獲得ニ俟ツベキモノ多キヲ自覺シ所轄土木出張所ト連繫シテ作業中心人物ノ養成ニ努ムル等道路愛護精神大イニ見ルヘキモノアリ。

東葛飾郡風早村道路愛護會

風早村道路愛護會ハ青年團員其ノ他ヲ以テ組織シ會員數二一〇名ナリ。昭和十年七月十六日設立以來、府縣道一〇、二〇〇米町村道八、三〇一米ノ區域ニ亘リ、會員克ク協力一致シテ作業ヲ實施シ本村地内ニ於ケル道路ハ其ノ面目ヲ一新セリ、會員ノ間ニ於ケル道路愛護ノ精神旺盛ニシテ作業ノ成績亦良好、他ノ範トスルニ足レリ。

印旛郡六合村道路愛護會

六合村道路愛護會ハ在鄉軍人分會員、靑年團員其ノ他ヲ以テ組成シ、四一二人ノ會員ヲ擁ス。昭和十年五月二十七日ノ設置ニ係リ、府縣道一、二〇〇米。町村道三、五〇〇米ヲ受持作業區域トシ、會員協力一致シテ每月一回常規的ニ作業ヲ實施シ更ニ春秋二回ニ亘リ大規模ナル作業ヲ實施シ以テ道路ノ維持保全ニ努メ其ノ成績優良ナリ。

香取郡山倉村新里道路愛護會

新里村道路愛護會ハ在鄉軍人分會員、消防組員、靑年團員等ノ諸團體ヲ以テ組織シ、會員數一五〇名ヲ有ス。府縣道二、五〇〇米、町村道約三、〇〇〇米ヲ以テ作業區域トシ、一ケ年ヲ通ジテ定例作業日二十四日、外ニ臨時ノ作業ヲ實施ス。會員ノ間ニ於ケル道路愛護ノ精神極メテ旺盛ニシテ克ク協力一致シ維持保全ノ成績優良ナリ。

香取郡豐里村下森戸道路愛護會

下森戸道路愛護會ハ昭和十年六月十八日ノ設置ニ係リ靑年團員、消防組員ヲ以テ組成シ府縣道一、三〇〇米町村道一、三二〇米ヲ作業區域トス。

一ケ年ノ定例作業日二十四日ニシテ災害其他必要ノ場合ニハ會員總出動シテ臨時ノ作業ニ從事ス。區有地ヲ耕作シテ其收獲ヲ以テ所要經費ノ財源トスル等其施設經營見ルベキモノアリ作業ノ成績亦優良ニシテ作業區域內道路ハ常ニ良好ナル狀態ニ於テ維持セラル